

随意契約理由書

件名	上沢変電所 交流機器点検整備
契約の相手方	株式会社明電エンジニアリング 関西支社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13 第1項 第2号に該当
随意契約の理由	
<p>今回の点検整備対象である交流機器(33KV GIS)は、列車に電力を供給するための重要な「鉄道電気施設」であり、常に設備の良好な状態を維持するため、国土交通省令「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」にもとづき「鉄道電気施設整備要領」を定めて定期検査・臨時検査を実施している。</p> <p>本業務は、設備の点検を行うものであるが、これらの対象設備は製造業者独自の仕様で製作されており、本業務を責任を持って確実にできる者は当該設備の製造業者以外にいない。</p> <p>なお、当該設備の製造業者は「株式会社明電舎」であるが、保守業務を行う部門は株式会社明電舎の出資するグループ会社である「株式会社明電エンジニアリング 関西支社」に全面的に引き継がれている。</p> <p>以上の理由から「株式会社明電エンジニアリング 関西支社」と随意契約をおこなうものとする。</p>	
担当部署 (問合せ先)	交通局高速鉄道部電気システム課変電区 (電話番号078-791-1467)